令和2年3月

日比谷しまね館への出展手続きの手引き

　日比谷しまね館へ出展を希望する事業者の方は、次の事項を確認のうえ、出品申請の手続きをおこなってください。

１．出展可能な商品

（１）次の項目全てを満たす商品であること。

①島根県産品であること

島根県産品とは

ア．県内で生産又は採取された産品

イ．県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

ウ．県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品

エ．県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品

②食品の場合は、食品衛生法、食品表示法、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合してい

るもの。

（２）その他、日比谷しまね館長が認めるもの。

２．出展資格

（１）島根県内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体

（２）その他、１に掲げる商品を出品しようとする者で日比谷しまね館長が認める者

３．出展目的及び出展申請の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出展場所 | ご縁ステージ（対面販売コーナー） | ご縁広場（イベントコーナー） |
| 出展目的 | ○対面販売等による県産品の販売及び消費者情報等の収集 | ○対面販売等による県産品の販売及び消費者情報等の収集○セミナーや交流会等による観光、移住・定住等の情報発信 |
| 出展申請に必要な提出物 | ①「日比谷しまね館ご縁ステージ出展申請書」（別記様式１）②企画内容がわかる資料（様式任意） | ①「日比谷しまね館ご縁広場出展申請書」（別記様式１）②企画内容がわかる資料（様式任意） |
| 出展申請の提出時期 | 随時受け付けます。※受付は先着順となります。出展時期について、ご希望に添えないこともありますので、申請前に運営事業者に確認して下さい。 |
| 出展期間 | ２日～１週間程度 |

４．販売及び代金の精算

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出展場所 | ご縁ステージ（対面販売コーナー） | ご縁広場（イベントコーナー） |
| 出展手数料 | ○商品の販売が行われた場合は出展手数料を徴収します。○出展手数料の額は、運営事業者との協議により決定します。 |
| 精算方法 | ○運営事業者との協議により決定します。 |

５．使用可能面積と貸出什器等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 出展場所 | ご縁ステージ（対面販売コーナー） | ご縁広場（イベントコーナー） |
| 使用可能面積 | 什器等設置部分も含め約１１㎡ | 什器等設置部分も含め約３０㎡ |
| 貸出什器等 | ○販売台（3700mm×800mm）１台○冷凍冷蔵庫（1190mm×900mm）１台※上記以外に必要な什器等がありましたら、申請時に運営事業者にご相談ください。※上記以外の什器等は有料となる場合があります。 | ○販売台（2250mm×1500mm）１台※この販売台は分割する（１台あたり375mm×375mm）ことが可能ですので、ご希望の大きさにレイアウトすることが可能です。※上記以外に必要な什器等がありましたら、申請時に運営事業者にご相談ください。※上記以外の什器等は有料となる場合があります。 |

６．出展にあたっての注意事項

①日比谷しまね館の営業時間は午前１１時から午後８時までです。

②出展者は営業時間を通して直接販売することとします。

③ご縁ステージでは、給排水設備、100V・200V電源の使用が可能です。

④ご縁広場では、100V電源の使用が可能です。

⑤商品の輸送費については、納入時、返送時ともに出展者の負担です。

⑥出展に係る交通費、宿泊費等は、出展者の負担です。

７．問い合わせ先

◆日比谷しまね館運営事業者

株式会社東急コミュニティー　ビル第１事業部　施設運営部　運営チーム　担当：加藤・石渡

〒158-8509　東京都世田谷区用賀4-10-1　世田谷ビジネススクエアタワー5階

TEL:03-5717-0033 FAX:03-5717-1510

◆島根県しまねブランド推進課

〒690-8501　島根県松江市殿町１番地

TEL:0852-22-6397 FAX:0852-22-6859